

## はじめに、会議と計画について

### 1. 「高砂市子ども・子育て・若者会議」とは

平成 27（2015）年度に施行された子ども・子育て支援新制度に伴い、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、「高砂市子ども・子育て会議」を設置しました。また、平成 29（2017）年度からは「若者」の視点を追加し、「高砂市子ども・子育て・若者会議」となりました。

委員については、子どもの保護者や若者（おおむね 40 歳未満の方）、子ども・子育て支援、若者支援に関する事業に従事する方、学識経験者など、児童福祉・幼児教育・若者の観点を持った、幅広い関係者によって構成されています。

平成 27（2015）年度～  
**高砂市子ども・子育て会議**

平成 29（2017）年度～  
**高砂市子ども・子育て・若者会議**



### 2. 『高砂市子ども・子育て・若者支援プラン』について

『高砂市子ども・子育て・若者支援プラン』（以下、「支援プラン」という。）は、平成 27（2015）年度にスタートした「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施を図るための『高砂市子ども・子育て支援事業計画』（以下、「第 1 期計画」という）と、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立したことともなって平成 26（2014）年 3 月に策定された『高砂市ひとり親家庭等自立促進計画』、そして「子ども・若者育成支援推進法」に基づいて平成 30（2018）年 2 月に策定された『高砂市若者支援計画』を一体化したものです。

子ども・子育て支援、ひとり親家庭等の支援、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者及びその家庭を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。

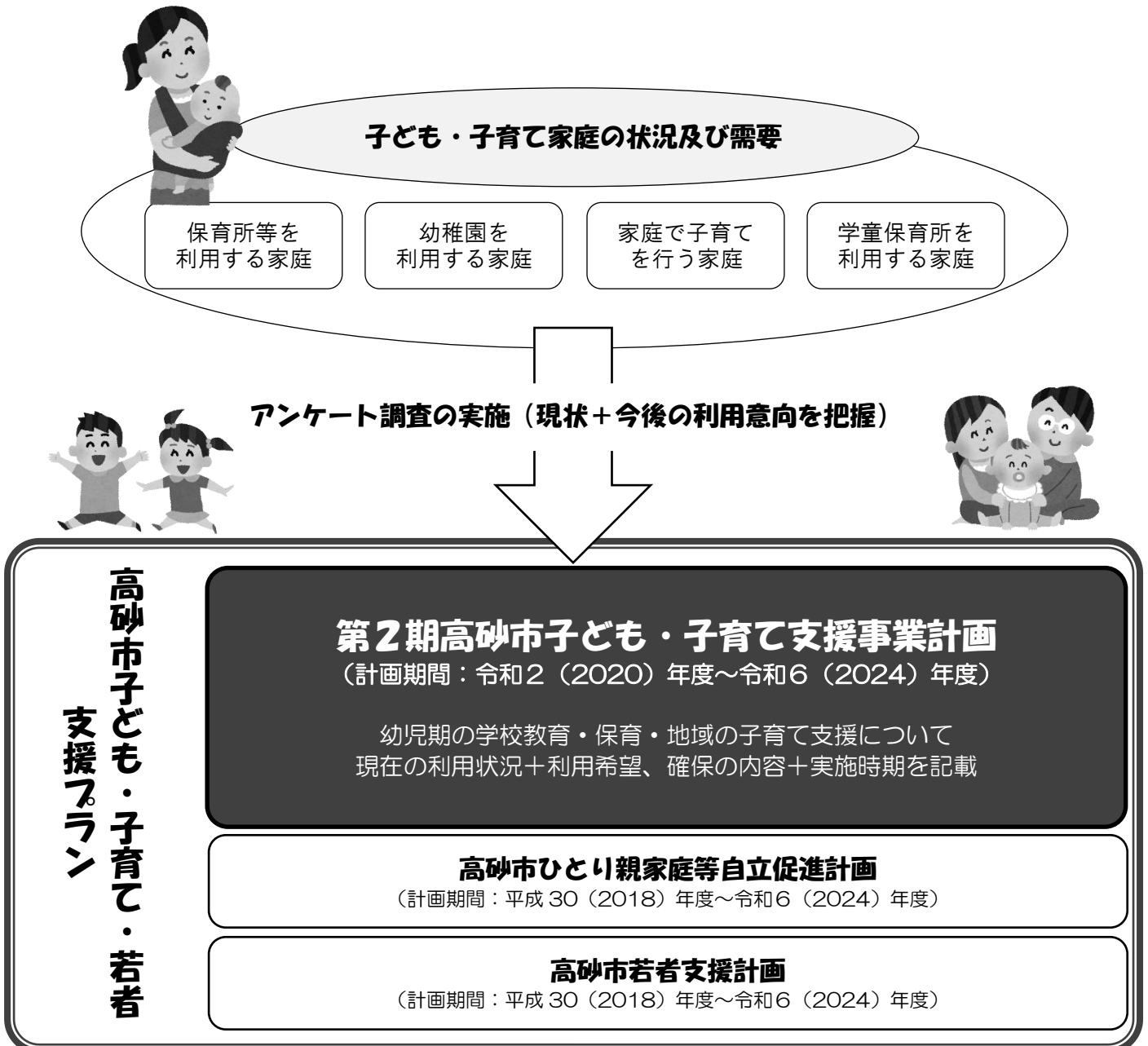
このたび、支援プランに含まれる第 1 期計画が、今年度末をもって期間終了となることから、『第 2 期高砂市子ども・子育て支援事業計画』（以下、「第 2 期計画」という）に関して策定を進めるものです。

### 3. 「子ども・子育て支援事業計画」とは

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法において、国が示す基本指針に則して作成する5年を1期とする計画で、すべての市町村で作成することが必要とされています。

第2期計画は、第1期計画に引き続き「教育・保育」の「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。この「量の見込み」が「子ども・子育て支援事業計画」における心臓部分と捉えられるのではないかと考えられます。

また、平成30（2018）年12月には、「量の見込み」の算出に向けた最初のステップとして「高砂市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、報告書としてとりまとめており、策定に向けたステップは着々と進められています。



## ◇◆◇ 計画の見直し・追加検討について ◇◆◇

第2期子ども・子育て支援事業計画およびニーズ調査においては、第1期策定時の考え方を前提とし、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。

主な政策動向としては、以下のような内容があります。

### ●子育て安心プラン

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を2020年度末までに実施することとされた。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成30年3月30日告示・4月1日施行）の改正が行われた。

### ●放課後児童クラブの受け皿拡大

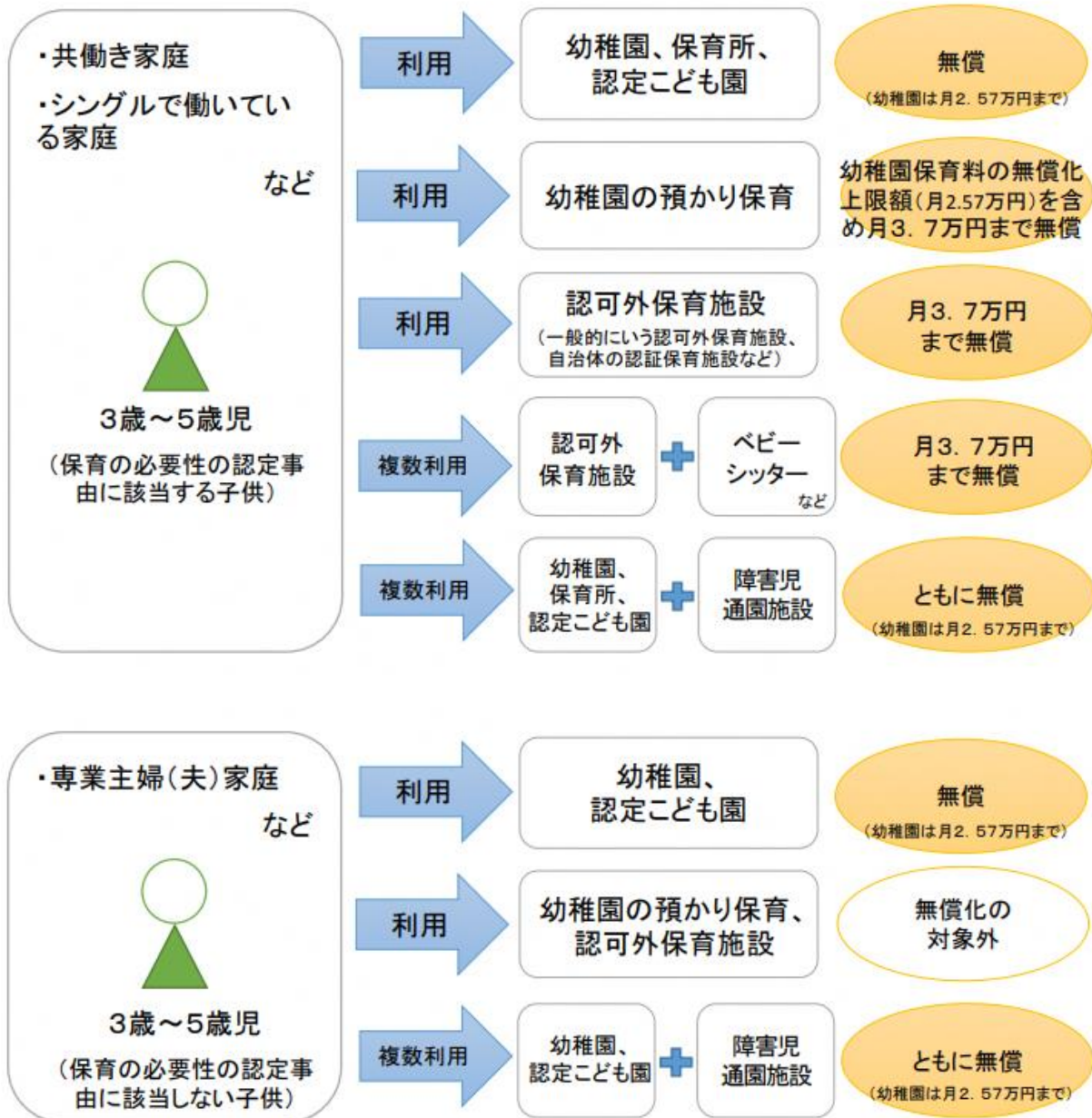
女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえた放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上。放課後子供教室と放課後児童クラブの連携を図り、一体型教室を全国で1万カ所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められている。

### ●幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化については、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針について2017（骨太の方針2017）」（平成29年6月9日閣議決定）において「財源を確保しながら段階的無償化を進める」とされた。その後、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）にて、具体的内容が示された。

2019年10月より3歳から5歳までのすべての子ども及び、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育園・認定こども園の費用の無償化全面実施予定。

## 幼児教育無償化の具体的なイメージ(例)



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償となる。

※ 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

※幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書より  
(平成30年5月31日取りまとめ)